

## IPC第8版（2006）について

特許庁調整課  
審査企画室\*

**Q 1** 2006年1月1日発効のIPC第8版（2006）によりIPCはどのように変わりましたか。

**A 1** IPCは特許文献を検索するための有効なサーチツールの確立を目的の一つとして利用されていますが、実際には、膨大な文献数を有する庁には大まかすぎて実質的なサーチが困難である一方、文献数の少ない小規模庁には細かすぎて分類負担が大きいといった問題がありました。IPC第8版（2006）では、このような問題に対応するために以下のような改正を行いました。

① IPCの二層化構造：IPC第8版からは、日本特許庁を含む主に大規模庁が付与する分類であるアドバンスレベルと、中小規模庁が付与しやすい安定した分類のコアレベルとの二層化構造になっています。

アドバンスレベルは、技術の発展に柔軟に対応できるように改正を適宜可能とし、アドバンスレベルを改正するための組織として特別小委員会<sup>1)</sup>を設けています。一方、コアレベルの改正についてはこれまでと同様にIPCリビジョン作業部会での採択、IPC専門家委員会での承認により行われます。また、改正は3年毎にまとめて新しい版として発効することとされています。

② 特許文献上の表記方法：これまでのように「Int.Cl.」の右肩に版を表示するのではなく、分類記号毎に改正された年月を用いて表現する

こととなりました。また、発明情報と付加情報の識別は太字（ボールド）表示か否かで行い、アドバンスレベルとコアレベルの識別は、斜体（イタリック）表示か否かで行います。

③ インデキシングコード<sup>2)</sup>の扱い：インデキシングコードについて、IPC第8版において大幅な改正が行われました。コロンの使用する従来の表記から、分類記号と同じ表記に変更され、さらに分類用とインデキシング用の両方の目的で使用するインデキシングコード、関連する分類記号をインデキシングコードと共に括弧内に表記するリンクが廃止されました。

④ 分類付与ルールの見直し：IPCの利便性を向上させるためには分類付与のばらつきが少なく、安定したものであることが望ましく、そのために分類付与ルールの簡素化、明確化の検討がなされました。その結果、「ファーストプレイス優先ルール」<sup>3)</sup>を導入し、今後、IPCを改正していく分野については、原則として当該ルールを適用することとしました。

⑤ 分類項目の標準配列：標準配列とは、分類表の最上位にある最も複雑な、又は特殊な主題事項から、最下位におかれたあまり複雑ではない、又は特殊ではない主題事項へと進む原則に沿って並べる配列で、前述のファーストプレイス優先ルールが適用されている分野で導入されています。

\* Examination Policy Planning Office Administrative Affairs Division, Japan Patent Office

**※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。**

また、この標準配列を導入していない分野についても、WIPOホームページに掲載されているIPC第8版分類表では、2次的な配列としてメイングループを標準配列に並び替えて表示する機能が提供されています。

(<http://www.wipo.int/classifications/ipc/ipc8/>)

**Q 2** 将来的には古いものも含めて、全ての特許文献がIPC第8版で検索可能になると考えてよいのでしょうか。

**A 2** これまでのIPCを用いた検索は、検索対象となる公報の発行時に有効であった版を用いる必要がありました。

この点について、IPC第8版以降では、PCT最小限資料について最新版のIPCにより既発行公報の再分類を行い、最新のIPCによる検索を可能とする環境を用意しています。

IPCの再分類データによる既発行公報の検索は、A4で後述するMCDを利用した検索サービス(EPOのEsp@cenetのサービス)において利用可能です。

なお、独立行政法人工業所有権情報・研修館がサービスしているIPDL (<http://www.ipdl.ncipi.go.jp/homepg.ipdl>)における既発行文献のIPC第8版での検索については、既発行文献の再分類結果を対象としたIPC検索サービスは行わず、検索キーであるIPC第8版(最新版)を対応するFIに自動変換をして検索を行うサービスを提供できるよう検討中です。

**Q 3** 最新版IPCによる既発行文献の再分類は、日本の特許文献では全件が対象ですか。

**A 3** 日本特許庁では、既発行文献の全件に対して再分類作業を行っています。しかしながら、再分類作業は非常に大きな作業負担を伴うものであり、同じ技術内容の文献を複数の庁が重複して再分類することは非効率で

あるため、全く同じ優先権主張を伴う出願群(シンプルファミリー)については、その出願内容もほぼ同じであると考えられることから、一つの庁のみが再分類を行うように文献を割り当てることとしました。

このため、日本は基本的に日本の文献を再分類しますが、再分類負担の調整により、必ずしも日本で公開/公表された全ての文献を再分類するわけではありません。

また、各国が行ったIPCの再分類の結果は、後述するMCDに送付され、MCDにてIPCデータの一元管理が行われます。よって、MCDで一元管理される特許文献の情報を利用することにより、1つのIPCで各国の特許文献を一度に検索することが可能となります。

**Q 4** MCDとは何ですか。

**A 4** MCD(Master Classification Database)とは、IPC同盟国の特許文献の分類情報を蓄積するために、EPOにおいて構築されたデータベースのことです。これにより特許文献に関するデータの一元管理をするようになりました。具体的には、各国の特許庁は、自国に出願された特許文献に付与したIPC及びそのバージョン、付与した日付等の分類情報をMCDに送付しています。また、IPCの改正が行われた場合には、MCDにより割り当てられた既発行文献について、改正に伴う再分類を行い、そのデータをMCDに送付することになっています。

**Q 5** IPC第8版アドバンスレベルの改正は、どの程度のタイミングで行われますか。

**A 5** IPCアドバンスレベルは、技術の発展に柔軟に対応出来るように、三ヶ月毎に改正することが可能です。改正される分野については、改正される三ヶ月前にWIPOから

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

公表されます。また、改正が無かった場合には、分類表を新たに出し直すことはありません。

**Q 6** 分類表において、コアレベルで使用する分類かどうか分かるようになっていますか。

**A 6** 前述のWIPOホームページに掲載されているIPC第8版分類表では、コアレベルとアドバンスレベルを切替えて表示する機能が提供されています。

**Q 7** IPCアドバンスレベルの発効、改正に関連して、現在どのような取組があるのでしょうか。

**A 7** 現在、技術分野毎に日米欧の三極特許庁で議論を行い、合意した1つの調和分類を採用し、さらにはこれをIPC化し、1つのIPCで各国の文献を効率よく検索できるようにしようとするプロジェクトが進められています。

現在、40以上の分野（リチウムイオン電池、放送分配方式等）において作業が進められており、このうち幾つかの分野においては、特別小

委員会においてIPCアドバンスレベル分類とする準備が進められています。

#### 注 記

- 1) Special Subcommittee of the Committee of Experts：構成メンバーはPCT最小限資料の再解析負担が全文献数の20%を超える特許庁（現在、日本特許庁、欧州特許庁（EPO）、米国特許商標庁（USPTO）が該当）。
- 2) 分類記号に含まれる技術情報に加えて、①組成物の付加的成分を示す、②化合物を構成する基を示す、③方法の要素を特定する、といった技術情報の要素を特定する機能を持つ。インデキシングコードは分類記号と常に関連して使用されるものであり、どの分類記号と関連しているかは、各インデキシング系列の前の注、タイトル又は見出しにより示されている。
- 3) IPCを付与するにあたり、階層レベル毎に分類表を上から順に参照し、当該発明を適切に表現すると思われる分類項目（グループ）が最初に見つかった時点で、これをこの階層における最適項目と見なす分類付与ルールで、それより下の分類項目については参照しない。  
最上位の階層から最下位の階層までこの手法を繰り返す事により、付与すべき分類が特定される。

（原稿受領日 2006年5月31日）